

公益社団法人大分県社会福祉士会

正会員の懲戒に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に基づき、公益社団法人大分県社会福祉士会（以下「本会」という。）の正会員である社会福祉士（以下「正会員」という。）の倫理及び資質の維持・向上に資するため、苦情対応及び懲戒処分の手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(苦情受付)

第2条 正会員に対する苦情の申立ては、本会で受け付ける。

(調査・審査)

第3条 前条で受け付けた苦情は、原則として本会で調査及び審査を行う。

2. 前条で受け付けた苦情内容の調査及び審査をするため、本会に苦情解決委員会及び綱紀委員会を置く。その細目は規程で定める。
3. 前条で受け付けた苦情内容が除名に相当し、又はこれに準じる重大な事案であると認められる場合は、本会は、理事会の議決を経て、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本士会」という。）に調査及び審査を委託することができる。この委託に関する手続は、日本士会との間で別に定めるところによる。
4. 審査基準は別紙「苦情申立てにかかる審査基準」のとおりとする。
5. 会長は、正会員の倫理及び資質に疑うに足る相当な理由があるときは、前四項の規定に基づいて、その調査及び審査の付議をすることができる。

(処分)

第4条 本会は、被申立人である正会員（以下「対象会員」という。）に対し、前条第1項及び第2項の調査及び審査の結果に基づき懲戒処分又は不処分決定を行うとともに、日本士会に対し、対象会員の氏名と登録番号及び懲戒処分又は不処分決定の結果と内容を報告する。

2. 本会は、前条第3項に基づき日本士会に調査及び審査を委託した事案については、日本士会が行った調査及び審査結果を踏まえて、対象会員に対し、懲戒処分又は不処分決定を行うとともに、日本士会に対し、懲戒処分又は不処分決定の結果と内容を報告する。

(通知)

第5条 本会は、苦情申立人及び対象会員に対し、懲戒処分又は不処分決定の結果及び懲戒処分の内容を書面で通知する。

2. 本会が苦情申立人に対して前項の通知をするときは、第5条の2第1項の期間内に再審査請求をすることができる旨を教示しなければならない。
3. 本会が対象会員に対して第1項の通知をするときは、第5条の2第2項の期間内に不

服申立てをすることができる旨を教示しなければならない。

(不服申立て等)

第5条の2 苦情申立人は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、本会对し再審査請求をすることができる。ただし、日本士会に宛てて行った不服申立ても有効とする。

2. 対象会員は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、本会对し不服申立てをすることができる。ただし、日本士会に宛てて行った不服申立ても有効とする。
3. 前二項に定められた期間内に、再審査請求及び不服申立てがなされなかったときは、懲戒処分又は不処分決定は確定する。

(執行停止)

第5条の3 苦情申立人による再審査請求又は対象会員による不服申立ての審査が行われている間は、懲戒処分の執行を停止する。

(特別委員会)

第5条の4 苦情申立人から再審査請求又は対象会員から不服申立てがなされた場合は、本会に当該再審査請求又は不服申立てのみを調査するための特別委員会を設置する。

2. 特別委員会は、本会の会長、副会長、事務局長、苦情解決委員会委員及び綱紀委員会委員ではない者の中から、いずれも理事会の承認を経て会長が指名する本会の正会員3名以内及び本会の会員ではない学識経験者（以下「第三者委員」という。）2名以内で構成し、委員の互選により、本会の正会員である特別委員1名を委員長とする。
3. 特別委員の除斥、忌避及び回避については、本会の綱紀委員会設置規程を準用する。
4. 苦情申立人からの再審査請求又は対象会員からの不服申立てについて、特別委員会は、関係書類を吟味し、必要な調査を実施した上で、再度の議決の必要性の有無及び内容を判断する。
5. 前項の判断に際して必要があるときは、会長は、特別委員会の議決を経て、日本士会に意見を求めることができる。
6. 特別委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、出席委員には第三者委員1名が含まれていなければならない。
7. 再度の議決を必要とする判断は、当該議事に関する会議に出席した特別委員の過半数で決する。この場合において、委員長は採決に加わり、可否同数のときは否決とする。
8. 再度の議決が必要と判断したときは、特別委員会は速やかに報告書を作成して、会長に提出する。

(再度の議決)

第5条の5 会長は、特別委員会から前条第8項の報告書の提出を受けたときは、速やかに理事会を開催する。

2. 理事会は、前条第8項の報告書及び対象会員の弁明を基に審議し、再度の議決を行う。
3. 再度の議決により懲戒処分又は不処分決定は確定する。
4. 本会は、苦情申立人及び対象会員に対して、再度の議決の結果及び内容を書面で通知する。

(苦情解決委員会等の非公開)

第5条の6 正会員に対する苦情及び懲戒処分に関する調査若しくは審査を行う苦情解決委員会、綱紀委員会、特別委員会並びに理事会の会議は、非公開とする。ただし、各委員会の委員長（理事会の場合は会長。本条において、以下「委員長等」という。）が相当と認めるときは、傍聴を許可することができる。

2. 前項の会議の議事録及びその他の関係資料は、別段の規定がない限り、原則として閲覧又は謄写をすることはできない。ただし、委員長等が相当と認めるときは、これを許可することができる。

(公表・開示)

第6条 本会は、別に理事会で定めるところにより、懲戒処分の公表及び懲戒処分歴の開示を行う。

(委託契約)

第7条 第3条第3項、第5条の4第5項にかかる事項及びこれに関連する事項を執行するため、別途、本会と日本士会の間で業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は2023年5月27日から施行する。